

## 第 2 章

# 「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実

第1節

学力向上対策

【担当課：義務教育課，高校教育課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

学力調査の実施

学力アッププロジェクト事業

意識実態調査や学力調査を実施し，その結果を分析することによって，各学校の学習指導上の課題を明らかにし，学習指導の改善を図ることにより，児童生徒の学力向上を図ります。

意識実態調査

【対象：小学校3年～中学校3年の児童生徒，保護者，教師】

学力調査 小学校3年は国語，算数の2教科

小学校4年～中学校1年は国語，社会，数学，理科の4教科

中学校2年～3年は国語，社会，数学，理科，英語の5教科

【対象：小学校3年～中学校3年生の全児童生徒】

高等学校学力向上スーパープラン事業

県立高等学校の生徒の学力や学習状況・学習意識について継続的に把握し，その結果に基づき学習指導の改善を行い，学力の向上を図ります。

実施時期 平成19年6月

学力調査（国語・数学・英語）と学習状況・意識に関するアンケート調査 【対象：全高校の2年生（4,000人）】

個に応じたきめ細かな学習指導の推進

個に応じたきめ細かな学習指導の推進

ティーム・ティーチングや習熟度別の授業など，児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導を推進します。

のびのびいばらきっ子プラン推進事業(再掲 第2章第1項第2節)

高等学校学力向上スーパープラン事業(再掲 第2章第1項第2節)

学校や教員の課題に応じた教員研修を実施します。

【対象：小・中・高校】

補充的な学習や発展的な学習の充実

発展的な学習や補充的な学習の充実

小中学校においては，児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるよう支援します。

大学や研究機関等で高校生が学んだり，高等学校において，大学の教官や研究所の研究者による出前授業を実施し，高校生が発展的内容の学習を行う機会を提供します。

教育環境の整備

科学技術教育重点推進校事業（再掲 第2章第4項第3節）

高大連携推進事業（再掲 第2章第1項第2節）

教育施策の基本方針概要

事業計画

教育環境の整備

高等学校にALTを配置し、すべての学校でネイティブスピーカーとコミュニケーションを体験できるようにしたり、授業で活用できるネットワーク提供型コンテンツを充実させたりして、教育環境の整備に努めます。

学んでねット推進事業（再掲 第2章第1項第2節）

外国語指導助手招致計画（再掲 第2章第4項第2節）

## 第2節

### 個に応じた指導の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

##### 少人数教育等の推進

##### のびのびいばらきっ子プラン推進事業

###### ・楽しく学ぶ学級づくり事業

小学校第1・2学年において少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう，学級編制の弾力化等を実施します。【対象：小学1・2年生】

###### ・TT特別配置事業

少人数指導等の加配がない学校に非常勤講師を配置し，チーム・ティーチングによる授業を実施します。【対象：小・中学校】

##### 補充的な学習や発展的な学習の充実

##### 指導方針の策定と説明会の実施

創意と活力のある学校教育を展開するため，毎年指導方針を策定し，その説明会を実施します。その中で，各教科において，個に応じた指導を一層充実させるため，補充的な学習や発展的な学習などを取り入れた指導の充実を推進します。

【対象：小・中・高校】

##### 学んでねット推進事業

各教科や総合的な学習の時間等で，児童生徒自らが課題を発見したり解決したりした楽しい学習体験や，その探求する過程をまとめた作品を広く募集し，表彰することにより，児童生徒の自ら学び，自ら考える力を育成するとともに，茨城県スクールネット等の活用を通して児童生徒の情報活用能力を高めることを推進します。

【対象：小・中学校】

##### 高大連携推進事業

高校生が大学での講義を受け，高度な教育や研究成果，施設設備等に触れることにより，高校生個人のもつ多様で特色ある能力や個性の伸張を図ります。

【対象：高校】

##### 選択学習の幅の拡大

##### 個性を伸ばす選択学習の推進

高等学校において，生徒一人一人の能力・適性，興味・関心に応じたきめ細かな指導ができるよう個性を伸ばす選択学習の充実に努めます。

【対象：高校】

### 第3節

## 保幼小中高連携の推進

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

発達段階に応じた指導

幼保連携

幼稚園と保育所等の連携

施設の共用化，教育内容・保育内容の整合性の確保，幼稚園教諭・保育所保育士の資格の併有促進，幼稚園児と保育所児の合同活動等の支援を進めます。

【対象：市町村・幼稚園（国立・私立を含む）・保育所等】

幼保小連携

幼稚園・保育所等と小学校の連携

幼児が円滑に小学校に適應できるよう，幼児期から児童期にかけての教育内容を見直し，一貫性のある教育課程・内容の工夫・改善，異年齢の交流活動等についての実践研究を推進します。また，その成果の普及を図ります。

共に育てる幼保小連携教育推進事業

【対象：幼稚園・保育所・小学校】

小中連携

小学校と中学校の連携

児童生徒一人一人に確かな学力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむため，小中連携を図りながら，児童生徒の実態に応じた指導の充実のための実践研究を推進します。

共に進める小中連携教育推進事業

【対象：小・中学校】

中高連携

中学校と高等学校の連携

本県の連携型中高一貫教育のパイロットスクールとして位置づけ，地域の中学校と高等学校が連携し，教員の人事交流などによる効果的な指導方法の工夫改善や，中高が一体となった学校行事などを行うとともに連携型の入学者選抜方法等の改善研究を行います。

中高一貫教育改善充実研究

【対象：中・高等学校】

教職員の研修

連携教育理解のための教職員の研修

幼児・児童・生徒が次の学校段階で，新しい生活や学習に滑らかに適應出来るよう様々な教員研修等で，隣接学校間の授業参観等を積極的に活用したり，保幼小中高間の情報交換の場を設定したりするなど，教職員が相互の教育の理解を図り，適切な連携教育を推進するよう，研修内容の工夫に努めます。

【対象：幼稚園・小・中・高等学校の教員】

## 第4節

### 幼稚園教育の充実

【担当課：義務教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園と小学校との連携・接続の強化・改善

#### 事業計画

幼稚園教育の実践的研究の推進

幼稚園教育のより一層の充実を図るため、実践的な研究を促進し、幼児の生活に即した適切な教育課程の編成を図ります。

【対象：幼稚園】

・実践研究推進園（公募方式で選定）

幼稚園教育課程研究協議会の開催

幼稚園の教育課程の編成や実施に伴う指導上の諸問題について研究・協議するとともに、社会の変化に対応した新しい幼稚園教育の在り方について継続的な研究を進めます。

【対象：幼稚園（国立・私立を含む）・保育所等】

幼稚園教育振興の指針の推進

入園を希望するすべての満3～5歳児の円滑な就園を実現するため、適切な幼児教育と地域の実態に合った幼稚園設置・適正配置等に関する幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定について、市町村に対して、指導・助言をするとともに、県として策定した振興の指針を推進します。

【対象：市町村】

幼稚園教育指導資料の作成

保育所との連携や小学校教育との接続を踏まえた教育課程の編成や指導方法の改善、社会の変化への対応に関する指導資料を作成します。

【対象：幼稚園（国・私立を含む）】

幼稚園教員基礎研修講座における幼・小合同研修

幼稚園の公開保育と小学校の公開授業を参観し、幼稚園と小学校の教育内容の理解及び連携強化の在り方等について合同で協議を行います。

【対象：幼稚園（国・私立含む）及び小学校の教員】

共に育てる幼保小連携教育推進事業の推進

幼児が適切な環境の下で心身共に健やかに育ち、小学校にスムーズに適応していくことができるよう、幼稚園・保育所等と小学校の連携・接続の強化・改善を図り、本県幼児教育の一層の充実を目指します。

【対象：市町村・幼稚園・保育所等・小学校】

幼保小連携教育モデル市町村委託事業

茨城県幼保小連携教育フォーラム

いばらき幼児教育プラン（仮称）の策定

教育施策の基本方針概要

幼稚園教員の研修等の改善  
及び上級免許状の取得促進

幼稚園運営の弾力化の支援

事業計画

上級免許取得のための免許法認定講習の実施

二種免許状を所有する現職教員が一種免許状を取得することなど、上級免許状取得のための認定講習を実施します。

【対象：幼稚園の教員（国・私立を含む）】

研修の改善・充実

新規採用教員から園長までそれぞれの職能に応じた研修を体系的に実施するとともに、今後の幼児教育の充実に寄与する研修となるよう、その内容等を見直し、改善・充実を図ります。

【対象：幼稚園等教職員】

幼稚園新規採用教員研修

幼稚園教員基礎研修講座

幼稚園10年経験者研修

幼稚園教員実技研修講座

幼稚園におけるIT活用研修会

幼稚園教育課程研究協議会

保育技術協議会

園長等運営管理協議会

幼児教育支援センターとしての役割の支援

各種の情報提供や研修の機会等を通じて、各幼稚園において、地域の幼児教育支援センターとしての子育て支援機能や「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層発揮できるよう、幼稚園運営の弾力化の支援を進めます。【対象：市町村・幼稚園】

## 第5節

### 総合的な学習の時間の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

主体的・創造的な教育活動の充実

指導方法の工夫改善

各学校の創意工夫を生かした教育活動の推進

地域の教材や学習環境等を活用した指導体制の充実

#### 事業計画

学んでねット推進事業（再掲 第2章第1項第2節）

中学生社会体験事業

地域の協力を得て、職場体験など様々な体験活動を行うことにより、他人とのかかわりや思いやり、社会のルール等を学び、主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を育成します。

【対象：中学校2年生】

指導方法の工夫改善

教師の専門性を生かした指導や、学習場面や状況に応じた指導の工夫改善を行います。

ふるさと発見事業

小学生が自分たちの住んでいる地域のよさを探索し、調査する体験的な活動を通して、地域を再発見する喜びを味わいながら、郷土を愛する心を培うとともに、自ら学んでいく力をはぐくみます。

【対象：小学校3～6年生】

地域で支える学校づくり事業

各学校が、県の出先機関や地域人材の専門性や特技を教科指導はもとより、学校運営全般に積極的に活用することにより、学校運営をより活性化し、教育の一層の充実を図ります。

【対象：小・中学校】

## 第6節

## キャリア教育の推進

【担当課：高校教育課】

## 教育施策の基本方針概要

キャリア発達を促す体験活動

学校を取り巻く地域社会との連携

教育課程へのキャリア教育の位置付け

組織的・系統的なキャリア教育の推進

教員一人一人の資質向上

## 事業計画

中学生社会体験事業（再掲 第2章第1項第8節）

高校生就業体験推進事業

生徒が所属する学科の特色や進路希望などに関連した産業現場で、インターンシップのできる体制の確立を支援し、生徒の主体的な職業選択能力や望ましい勤労観、職業観の育成を図ります。

【対象：高等学校の生徒】

いばらきものづくり教育推進事業（再掲 第2章第4項第3節）

ふるさと発見事業（再掲 第2章第2項第3節）

高校生就職支援事業

高等学校に高校生就職支援相談員を配置し、地元企業の求人開拓に努めるとともに、生徒の相談や就職指導を行います。

【対象：高等学校の生徒】

生き方を考えるキャリア教育の推進

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの指導とキャリア教育との関連を常に意識し、生徒のキャリア発達を支援するという視点に立った指導の工夫・改善への取り組みを支援していきます。

【対象：中学校・高等学校の生徒】

小・中・高連携によるキャリア教育の推進

キャリア教育を進めるに当たって、小学校・中学校・高等学校間の連続性や一貫性といった視点を踏まえて、キャリア教育の全体計画やそれを具体化した指導計画を作成し、組織的・系統的に実践するなど、各学校の取組を促し、支援していきます。

【対象：小学校・中学校・高等学校の児童生徒】

キャリア教育の推進に向けた研修の充実

教員の資質向上を図るため、進路指導に関する研修講座を開催します。

初任者研修（小学校）でキャリア教育の講義

新任進路指導主事研修講座（中学校）

新任進路指導主事研修講座（高等学校・特殊教育諸学校）

【対象：教員】

学校訪問指導（学校教育活動における実践）

【対象：小学校・中学校・高等学校の教員】

第7節

高等学校における職業教育の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

教育施策の基本方針概要

専門性の基礎・基本の重視

地域や産業界とのパートナーシップの確立

中学生体験入学や開放講座の実施

普通科における職業教育の充実

事業計画

職業教育指導者研修事業

職業教育担当教員が産業技術の進展に対応できる高度な知識や技術を体得し，資質及び指導力の向上を図るため，専門学校等に派遣して研修を実施します。 【対象：高校の教員】

職業教育の充実に向けた研修

県教育研修センターにおいて，産業教育に関する専門的研修を実施し，教員の実践的な指導力の向上を図ります。

産業教育研修講座

【対象：高校の農業・工業・商業科の教員】

いばらき産業教育フェア

専門高校に学ぶ生徒による学習や研究の成果等を発表・展示し，産業界はもとより，広く県民一般の職業教育に対する理解と協力を得ながら，専門高校の活性化に努め，職業教育のより一層の充実と振興を図ります。

【対象：高校・特殊教育諸学校高等部の生徒】

高校生就業体験推進事業（再掲 第2章第1項第6節）

中学校生徒体験学習

高等学校の授業の体験や見学，進路相談等を内容とする「体験入学」を実施し，中学校生徒に高等学校教育を理解させるとともに，進路に対する目的意識の高揚を図ります。特に専門高校においては，実験実習など実技を伴った模擬授業などを実施します。

【対象：中学校の生徒】

社会人による学習支援事業〔再掲〕

普通科における職業教育の一層の推進

職業に関する科目の選択や就業体験の導入，社会人講師の活用などの取組を一層推進します。 【対象：高校普通科の生徒】

## 第8節

### 特別活動の充実

【担当課：総務課人権・同和教育室，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

集団活動の充実

学校訪問指導(学校教育活動による実践)【対象：小・中・高校】

みんなで進める友達相談事業(再掲 第2章第5項第3節)

みんなで作る明るい学校づくり推進事業  
(再掲 第2章第5項第1節)

自主的・自治的活動の推進

学校訪問指導(学校教育活動による実践)【対象：小・中・高校】

みんなで進める友達相談事業(再掲 第2章第5項第3節)

みんなで作る明るい学校づくり推進事業  
(再掲 第2章第5項第1節)

体験活動・ボランティア活動の重視

中学生社会体験事業 【対象：中学】  
地域の協力を得て，職業体験や福祉体験など様々な体験活動を行うことにより，望ましい職業観をはじめ他人とのかかわりや思いやり，社会のルール等を学び，主体的・創造的に生きていくことができる資質や能力を育成します。

学校訪問指導(学校教育活動による実践)【対象：小・中・高校】

みんなで進める友達相談事業(再掲 第2章第5項第3節)

みんなで作る明るい学校づくり推進事業  
(再掲 第2章第5項第1節)

みんないっしょにマナーアップ推進事業  
(再掲 第2章第5項第1節)

職業観・勤労観の育成

中学生社会体験事業(再掲 第2章第2項第3節)

教員の指導力の向上

## 第1節

### 人権教育の推進

【担当課：総務課人権・同和教育室，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

豊かな人権感覚や人権意識  
の醸成

教員の指導力の向上

学校と家庭，地域との連携

資料の充実

#### 事業計画

市町村人権教育行政主管課長等会議 【対象：市町村】  
人権教育市町村教育委員会訪問 【対象：市町村，教員】  
人権教育連絡協議会 【対象：全小・中学校の教員】  
市町村教育委員会や学校を対象に訪問や研究協議会等を行い，  
学校において，幼児児童生徒の発達段階や地域の実情に即して，  
各教科，道徳，特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教  
育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め，自ら学び，自ら考  
える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむ教育が，人権  
尊重の精神の涵養という観点から効果的に取り組まれるために  
人権教育の推進体制の充実を図ります。

#### 人権教育の実践的研究の推進

学校における人権教育について実践的な研究を進め，成果の普  
及に努めます。 【対象：小・中学校】

#### 人権教育研修会等の実施

人権教育に関する指導者の養成を図る各種研修会を開催し，教  
員の指導力の向上を図ります。 【対象：全学校の教職員】

#### 人権教育指導資料の作成・配布（再掲）

#### 地域ぐるみでの人権教育の推進

地域社会の教育力を生かし，地域ぐるみでの実践的な人権教育  
の推進を図ります。 【対象：全学校】

#### 人権に関する学習会開催の促進

市町村教育委員会や学校が，幼児児童生徒への人権教育の効果  
的な促進を図るために，地域の実情に即して，保護者や地域社  
会と連携協力した学習会を開催する場合に講師を派遣すること  
により，人権教育の充実を図ります。 【対象：市町村，全学校】

#### 人権教育指導資料の作成・配布

人権教育の指導を充実するため，指導資料等を作成，配布し，  
その活用を図り，効果的な人権教育の推進に努めます。  
【対象：市町村，全学校】

#### 視聴覚教材の整備・活用

人権教育を行う場合（人権に関する学習の時間，各教科，道徳，  
特別活動等）に，学習者が理解しやすく実践に結びつくような  
効果的な教育啓発ビデオ等を整備するとともにその活用を促進  
します。 【対象：市町村，全学校】

## 第2節

## 道徳教育の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

## 教育施策の基本方針概要

## 事業計画

体験活動の推進

ふるさと発見事業（再掲 第2章第2項第3節）

中学生社会体験事業（第2章第2項第3節）

高校生就業体験推進事業（再掲 第2章第1項第6節）

みんないっしょにマナーアップ推進事業(再掲 第2章第5項第1節)

児童生徒の心に響く道徳教育推進事業

各学校や地域の実態に応じ，地域の人材の活用や体験活動等を生かした多様な取り組みや，各学校，教育委員会の創意工夫を生かし，児童生徒の心に響く道徳教育を推進するための実践研究を行います。 【対象：小・中学校】

規範意識の高揚や公共マナーの向上

みんないっしょにマナーアップ推進事業(再掲 第2章第5項第1節)

発達段階に応じた道徳性の育成

ハートいっぱい推進事業（再掲 第2章第2項第3節）

みんなにすすめたい一冊の本推進事業(再掲 第2章第2項第5節)

ふるさと発見事業（再掲 第2章第2項第3節）

高校生の豊かな心育成事業

すべての高等学校において，生徒が「道徳」を履修するため，道徳教育指導資料等の作成や，教員研修を行います。また，道徳教育研究推進校を指定し，地域や学校の実態に応じた道徳教育を研究するとともに，公開授業や指導者講習会を開催し，道徳教育の充実を図ります。 【対象：高校】

道徳教育の充実

みんないっしょにマナーアップ推進事業(再掲 第2章第2項第3節)

ハートいっぱい推進事業（再掲 第2章第2項第3節）

高校生の豊かな心育成事業（再掲）

高等学校における道徳教育の推進

高校生の豊かな心育成事業（再掲）

情操豊かな児童生徒の育成

男女共同参画社会の推進

保育体験学習の推進

### 第3節

## 郷土を愛する心の育成

【担当課：義務教育課，高校教育課，文化課】

#### 教育施策の基本方針概要

地域のよさを調べ，発見する活動の推進

地域を生かした体験活動の推進

地域の実態に応じた郷土教育の充実

郷土に関する道徳教育の充実

学校以外の教育機関の活用

学校給食を通して郷土への関心

#### 事業計画

ふるさと発見事業

小学生が自分たちの住んでいる地域のよさを探索し調査する体験的な活動を通して，地域を再発見する喜びを味わいながら，郷土を愛する心を培うとともに，自ら学んでいく力を育成します。

【実施主体：県 対象：小学生】

中学生社会体験事業（再掲 第2章第1項第8節）

ふるさと発見事業（再掲）

ふるさと文化継承活動（再掲）

ハートいっぱい推進事業

児童生徒の心の教育に資する資料を研究開発し，インターネット等の手段を用いて，その積極的活用を図ります。

道徳教育用自作資料の開発 伝統文化教育資料の開発

福祉教育の指導資料の開発 進路（生き方）指導資料の開発

【実施主体：県 対象：小・中学生】

児童生徒の心に響く道徳教育推進事業（再掲 第2章第2項第2節）

近代美術館常設展，企画展（再掲 第4章第4項第1節）

つくば美術館企画展（再掲 第4章第4項第1節）

天心記念五浦美術館天心記念室，所蔵品展，企画展

（再掲第4章第4項第1節）

陶芸美術館常設展，企画展（再掲 第4章第4項第1節）

歴史館常設展，企画展（再掲 第4章第4項第1節）

自然博物館常設展，企画展（再掲 第4章第4項第1節）

地場産物・郷土料理の導入（再掲 第2章第3項第4節）

## 第4節

### 福祉教育の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

体験的な学習の積極的な推進

飼育 栽培などの体験活動の推進

ボランティア活動の支援

豊かな福祉観を持つスペシャリストの育成

#### 事業計画

中学生社会体験事業（再掲 第2章第2項第3節）

高校生就業体験推進事業（再掲 第2章第1項第6節）

みんないっしょにマナーアップ推進事業（再掲 第2章第5項第1節）

環境教育の推進（再掲 第2章第4項第4節）

関係機関との連携

関係機関との連携をもとに，児童生徒のボランティア活動を支援します。 【対象：小・中・高校】

児童生徒の心に響く道徳教育推進事業（再掲 第2章第4項第4節）

専門教科「福祉」の充実

豊かな福祉感を持つ人材，資格習得を目指したスペシャリストの育成を図ります。 【対象：高校】

## 第5節

### 読書活動の推進

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

##### 読書の意義の理解啓発

##### みんなにすすめたい一冊の本推進事業

国語力の向上や心の教育の充実を図るため、「みんなにすすめたい一冊の本」(図書で紹介本)を作成(中学生版新規)・配布し、質的・量的に充実した読書活動を推進します。

「みんなにすすめたい一冊の本」(図書で紹介本)の作成(中学生版新規)・配布(小・中学生版)

「みんなにすすめたい一冊の本」(図書で紹介本)を活用して50冊，300冊の本を読んだ児童の表彰

【対象：小学校4～6年生，中学生】

##### 読書環境の整備

##### 県と市町村の教育施策に関する協議の開催

市町村の教育施設の主体的かつ積極的な実現に資するため、県と市町村の教育施策に関する協議を行い、学校図書館図書の整備に関して市町村に対し指導・助言を行います。 【対象：市町村】

##### 読書指導の充実

##### みんなにすすめたい一冊の本推進事業(再掲)

##### 学校図書館の活用の推進

##### 学校図書館司書教諭研修講座の開催

学校図書館運営の中心的な役割を担う司書教諭について必要な研修を行い、司書教諭としての資質の向上を図ります。

【対象：全学校の教員】

##### 学校図書館司書教諭の養成

##### 学校図書館充実推進事業

児童生徒の自ら学び自ら考える力を高めるため、司書教諭の計画的な養成や発令を行い、学校図書館運営の充実に努めます。

【対象：全学校の教員】

##### 司書教諭の養成実績

・平成10～16年度(合計 1,547人)

小学校 868人 中学校 392人

高等学校 227人 特殊教育諸学校 60人

・平成17・18年度(2年間で約130人)

## 第6節

### 体験活動・ボランティア活動の推進（学校教育）

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

体験活動・ボランティア活動の推進

社会の一員としての生き方の自覚

#### 事業計画

ふるさと発見事業（再掲 第2章第2項第3節）

中学生社会体験事業（再掲 第2章第2項第3節）

高校生就業体験推進事業（再掲 第2章第1項第6節）

みんないっしょにマナーアップ推進事業（再掲 第2章第5項第1節）

児童生徒の心に響く道徳教育推進事業（再掲 第2章第2項第2節）

高校生の豊かな心育成事業（再掲 第2章第2項第2節）

## 第1節

### 学校体育の充実

【担当課：保健体育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

##### 学校体育の推進

##### 学校体育指導資料の作成

指導力の向上を図るため、体育学習や体力づくりのねらいや考え方及び具体的な内容を示した指導資料を作成・配布します。

【対象：小・中・高・特殊教育諸学校】

##### 教員の指導力の向上

##### 中央研修会への派遣及び学校体育実技指導者講習会の開催

体育担当者の指導力の向上を図るため、中央講習会へ教員を派遣するとともに、中央講習会の内容を中心とした体育の実技指導者講習会を実施します。

【対象：幼・小・中・高・特殊教育諸学校】

##### 体力づくりの推進

##### 学校訪問指導及び実践的研究の推進

学校体育の充実と指導者の資質の向上を図るため、学校訪問を実施し、指導方法等について助言指導するとともに、実践的研究を推進します。

【対象：小・中・高等学校】

##### たくましい心と体の育成推進事業

たくましい心と体を持った「いばらきっ子」を育成するため、児童生徒の外遊びや運動・スポーツ活動の機会の拡大を図るとともに、武道の指導を推進します。【対象：小・中・高等学校】

- ・スポーツランキング・チャレンジ大会
- ・総合運動部活動モデル校の実践
- ・運動部活動推進モデル校の実践
- ・総合運動部活動指導者研修会
- ・武道指導レベルアップ研修会

##### 体力づくり推進委員会の充実

豊かなスポーツライフの確立と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域が一体となった体力づくり推進委員会の充実に努めます。

【対象：小・中・高・特殊教育諸学校】

##### 運動部活動の推進

##### 運動部活動指導者研修会

指導力の向上を図るため、運動部活動の運営、実技指導法、スポーツ外傷・障害の予防等の研修会を実施します。

【対象：中・高・特殊教育諸学校】

##### スポーツエキスパート活用事業

専門的指導者の不足している学校へ優秀な外部指導者を派遣し、学校と地域との連携による教育を促進するとともに、運動部活動の充実を図ります。

【対象：中・高等学校】

- ・外部指導者の派遣
- ・外部指導者研修会の開催

## 第2節

## 学校保健の充実

【担当課：保健体育課】

## 教育施策の基本方針概要

## 事業計画

## 学校保健の推進

## 「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業

生涯を通じ自らの健康を適切に管理，改善していく資質や能力（実践力）を培うため，教員の資質の向上と指導方法の改善・充実を図り，児童生徒の「生きる力」の形成を目指します。

【対象：教員，児童生徒】

## 学校保健・学校安全指導者研修事業

## 健康教育実践推進者研修事業

## 養護教諭研修事業

防止教室の開催（喫煙・飲酒，薬物乱用防止等）

## 性教育充実推進事業

児童生徒の性の逸脱行動等に対応するため，性に関する講演会等を実施し，性教育の充実を図るとともに，教員に対する研修会等を実施し，性教育の指導力の向上を図ります。

【対象：教員，児童生徒】

## 性教育に関する講演会の開催

## 性教育担当指導者研修事業

## 学校保健委員会の活性化

## 教員の資質向上と指導方法の改善

## 中央研修会への派遣及び学校安全指導者研修会等の開催

独立行政法人教員研修センター主催，文部科学省等共催の中央研修会に教員を派遣し，その研修内容について，学校保健指導者研修会等で伝達を行い，教員全体の資質向上を図ります。

【対象：教員】

## 学校訪問指導及び実践的研究の推進

学校訪問により，指導法や学校と地域・家庭との連携の在り方や学校保健（安全）委員会活動の活性化等についての課題の解決を図るとともに，研究推進校における実践的研究を推進します。

【対象：教員】

## 第3節

### 学校安全の充実

【担当課：保健体育課】

#### 教育施策の基本方針概要

計画的，継続的な安全教育  
の実践

教職員の資質・指導力向上

#### 事業計画

##### 高等学校交通安全対策事業

学校と家庭・地域・関係団体との連携のもとに，生徒の主体的な活動を中心とした交通安全活動を展開するとともに，教員の資質を高め各学校における交通安全教室を充実し，高校生の交通マナーの向上と交通事故の防止を図ります。

【対象：生徒・教員・保護者】

交通マナーアップ学校委員会の設置

交通マナーアップ地区協議会の設置

交通安全教育指導者研修会の開催

##### 「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業（再掲 2章3項2節）

中央研修会への派遣及び学校安全指導者研修会等の開催

独立行政法人教員研修センター主催文部科学省等共催の中央研修会に教員を派遣し，その研修内容について，学校安全指導者研修会等で伝達を行い，教員全体の資質向上を図ります。

【対象：教員】

災害発生を想定した避難（防災）訓練の実施

学校安全管理の手引や各種防災マニュアル等を活用した避難（防災）訓練を行い，安全教育の充実を図ります。

【対象：児童生徒・教員】

学校訪問指導及び実践的研究の推進

学校訪問により，安全点検や避難訓練などについての課題の解決を図るとともに，研究推進校における実践的研究を推進します。

【対象：教員】

## 第4節

## 食に関する指導の推進と学校給食の充実

【担当課：保健体育課】

## 教育施策の基本方針概要

望ましい食習慣の形成

学校を中心とした食環境づくり

食をとおした健康な心の育成

## 事業計画

## 心と体を育む食育推進事業

健全な食生活を実践できる児童生徒を育成し，食に関する指導を全県的に推進するための体制を整備します。

- ・食育に関する教材の作成
- ・栄養教諭の研修
- ・食育実態調査の実施及び啓発用リーフレットの作成
- ・普及啓発事業

料理コンテスト，食に関するポスターコンクール，食に関するフォーラム

- ・市町村食育モデル事業
- ・作物づくりプロジェクト
- ・全体推進会議(県)，市町村推進会議及び校内推進委員会の設置

【対象：県，市町村，学校】

## 学校訪問指導及び実践的研究の推進

学校給食について，学校訪問を実施し，指導助言を行うとともに実践的研究を推進します。

【対象：小・中学校】

## 学校栄養職員等研修会の開催

地産地消の推進，栄養管理，食に関する指導等について研修することにより，学校給食の充実を図ります。

【対象：市町村，学校，共同調理場】

## 衛生意識の高揚に係る各種研修開催事業

食品衛生の徹底を図るため，栄養教諭，学校栄養職員及び調理員等を対象に研修会を開催します。【対象：学校，共同調理場】

## 県立学校給食施設設備整備事業

衛生管理，安全対策の観点から，老朽施設・設備等の改善・充実を図ります。

【対象：県立学校】

## 学校給食衛生管理強化事業

学校給食の食材の安全確保と職員等の衛生管理の徹底を図ります。

- ・県立学校給食用食材安全確保事業
- ・学校給食衛生管理実地研修会

【対象：学校，共同調理場】

## 第1節

### 情報教育の充実

【担当課：総務課，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

発達段階に応じた情報活用能力の育成

IT環境や教育用コンテンツの有効活用

情報モラル教育の充実

情報セキュリティ教育の充実

#### 事業計画

「教育情報ネットワーク」運用

公立学校の児童生徒および教職員が安全で快適に利用できる「教育情報ネットワーク」の活用を促進します。

【対象：全学校の児童生徒，県の教育機関の全教職員及び県民】

情報活用能力育成事業

教科「情報」を担当する教員を情報系専門学校に派遣し，高度な知識や技術を習得させ，IT指導力の向上を図る。

【対象：高等学校】

発達段階に応じた情報活用能力の育成

児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成します。

【対象：全学校の児童生徒】

「分かりやすい授業」の展開

教員の情報活用能力を伸張することにより，ITを活用した「分かりやすい授業」を展開します。【対象：全学校の児童生徒】

盲・聾・養護学校での情報活用能力の育成

盲・聾・養護学校においては，障害の種類や程度に応じた情報活用能力の育成を支援します。

【対象：盲・聾・養護学校の児童生徒】

IT環境や教育用コンテンツの有効活用

学校に整備されているIT環境や授業用コンテンツを有効に活用し，授業の改善に努めます。

【対象：全学校の児童生徒及び教職員】

情報モラル教育の充実

家庭との連携を推進し，電子メールや電子掲示板等の利用法など，児童生徒の情報モラルの育成に努め，ネットワーク犯罪や有害サイト等によるトラブルを防止します。

【対象：全学校の児童生徒】

情報セキュリティ教育の充実

児童生徒の情報活用能力を育成するとともに，ウィルスや不正アクセスなどに対する情報セキュリティに関する知識や技能の向上を図ります。

【対象：全学校の児童生徒】

## 第2節

### 国際理解教育の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

国際理解教育の推進	<p>国際ふれあい教育推進事業 我が国の文化や伝統を学び，それらを大切にすることを心をはぐくむことにより，我が国の文化や伝統に誇りをもつとともに，異なる文化や考え方を尊重する豊かな国際感覚を身に付けた児童生徒を育成します。 【対象：小・中・高校】</p>
国際理解教育の充実	<p>国際理解教育の充実（ふるさと発見事業） 総合的な学習の時間等を活用し，国際理解に関する体験的・実践的な学習を通して，国際理解教育の充実を図ります。 【対象：小学校】</p>
コミュニケーション能力の育成	<p>英語コミュニケーション能力育成事業 英語インタラクティブフォーラムを実施して，国際社会の中で積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに，授業の改善に努め，生徒の実践的な英語力の向上を図ります。 【対象：中・高校】</p>
授業の改善	<p>外国語指導助手の活用 児童生徒が広い視野を持ち異なる文化を理解するため，外国語指導助手（ALT）を効果的に活用し，生きた英語に触れさせることにより国際社会に生きるための資質や能力を育成します。 【対象：小・中・高校】</p>
指導体制の構築	<p>指導体制の構築 国際理解教育に関する幅広い経験や優れた知識を有する人材や組織を活用するための体制の構築をします。 【対象：小・中・高校】</p>
帰国及び外国人児童生徒教育の充実	<p>帰国及び外国人児童生徒教育の充実（国際ふれあい教育推進事業） 帰国児童生徒や外国人児童生徒の円滑な受け入れ体制の整備・充実を図るとともに，児童生徒の海外生活の体験等を生かした教育の充実に努めます。 【対象：小・中・高校】</p>
教員の指導力向上	<p>教員の指導力向上（教職員海外派遣研修）（国際ふれあい教育推進事業） 教員の海外研修や日本語指導教員の研修を通して，教員の国際理解教育に対する認識を深めるとともに，指導力の向上に努めます。 【対象：小・中・高校】</p>

### 第3節

## 科学技術教育の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

##### 科学技術教育の推進

##### 科学大好き児童生徒育成事業

児童生徒が科学大好きスタンプラリー，研究機関での探究活動を通して，科学する喜びや楽しさを味わいながら科学への興味・関心を高めることにより，「科学技術の県いばらき」を担う児童生徒の育成を図ります。【対象：小・中学校】

##### 科学技術教育重点推進校事業

研究機関と連携して，高等学校における教科指導や課外活動の充実を図り，科学技術に対する興味関心を高めるとともに，科学的な思考力を育成し，将来の科学技術を支える人材を育成します。【対象：高校】

##### いばらきものづくり教育推進事業

県及び全国規模の創造ものづくり教育フェアの開催による児童生徒のものづくりに対する意欲の向上及び，学校教育における「ものづくり教育」の推進。また，「ものづくり教育」への理解・啓発を図ります。【対象：小・中学校】

##### 研究機関との連携

##### 科学大好き児童生徒育成事業（再掲）

##### 科学技術教育重点推進校事業（再掲）

##### 学習意欲の増進

##### 科学研究作品展の開催

児童生徒の科学研究の成果を募集及び展示し，科学に対する興味・関心を高めるとともに，創造性の育成を図ります。【対象：小・中・高校】

##### 発明工夫展の開催

児童生徒の発明工夫した作品を募集及び展示し，科学に対する興味・関心を高めるとともに，創造性の育成を図ります。【対象：小・中・高校】

##### いばらきものづくり教育推進事業（再掲）

##### おもしろ理科先生派遣事業

大学や研究所のOBなどを学校，子ども会等に派遣し，子どもたちが理科に関するユニークな実験・観察などの直接体験をとおして，理科への興味・関心を高めるとともに，指導者の生き甲斐づくりを支援します。【対象：小・中学生等】

##### 教育環境の整備

## 第4節

### 環境教育の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

情報の提供や地域人材の活用

外部人材の活用や関係機関との連携

研修の充実，実践事例の紹介

指導力の向上や授業の改善  
充実

#### 事業計画

環境教育推進事業（環境体験学習の充実）

内容：霞ヶ浦環境科学センターやNPOの人材等を効果的に活用して，小中高等学校において，体験学習プログラムを開発し，環境教育実践事例集にまとめたり，環境保全のための意欲を高めるため環境学習フォーラムを開催したりして，小中高等学校における環境教育の推進を図る。 【対象：小・中・高校】

- ・効果的な体験プログラムの作成
- ・環境学習フォーラムの開催
- ・環境教育実践事例集の作成

環境教育推進事業（環境体験学習の充実）(再掲)

科学大好き児童生徒育成事業（再掲 第2章第4項第3節）

おもしろ理科先生派遣事業（再掲 第2章第4項第3節）

環境教育推進事業（環境体験学習の充実）(再掲)

環境教育推進事業（環境教育教員研修の充実）

内容：NPO等の人材等を活用し，フィールドワーク・ディベートなどの実習を行い，指導力の向上を図ります。

【対象：小・中・高校】

原子力に関する教員研修の充実

内容：原子力に関する研修講座等を実施し，指導力の向上を図ります。

【対象：小・中・高校】

環境教育推進事業（環境教育教員研修の充実）(再掲)

原子力に関する教員研修の充実（再掲）

学校訪問指導（学校教育活動における実践）

【対象：小・中・高校】

## 第1節

### 生徒指導の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

教員の指導力の向上と指導体制の確立

連携のネットワーク

生徒指導教員等の配置

規範意識の高揚や社会性の育成

学級がうまく機能しない状況への対応

#### 事業計画

生徒指導総合支援事業・生徒指導実践サポート事業

各学校の生徒指導体制の充実と関係機関等との連携強化を図るため、各学校が抱える生徒指導上の諸問題に対応した様々な支援を行います。 【対象：中学校・高校】

みんないっしょにマナーアップ推進事業

保育所・幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲・聾・養護学校の幼児・児童・生徒が，それぞれの発達段階に応じて，基本的生活習慣の定着とマナーアップに向けた活動に取り組むことにより，規範意識の高揚や公共マナーの向上を図ります。

さらに，幼児・児童・生徒の代表や教員，保護者等が一堂に会して「さわやかマナーアップフォーラム」を開催して，全県的なマナーアップの推進を図ります。 【対象：保育所・学校】

みんなでつくる明るい学校づくり推進事業

県内各中学校において，生徒会活動を中心として，生徒自らが学校生活改善を目指した活動を行うことを通して，生徒の規範意識の高揚や社会性の育成を図ります。

みんなでつくる明るい学校づくり指導者研修会の実施

【対象：中学校】

学級改善支援事業

県内公立小中学校において発生する学級がうまく機能しない状況を把握し，学級運営の改善に向けた対策に活かすとともに，学級の状況に応じて非常勤講師を配置し，校内指導体制を充実し，複数の教員によるきめ細かな指導などを行います。

【対象：小・中学校】

## 第2節

## 教育相談体制の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

## 教育施策の基本方針概要

スクールカウンセラーの配置促進

児童生徒の対人関係スキルの向上

教育相談に関する教員研修の充実

生徒指導相談室への精神科医の配置

子どもホットラインの活用

市町村における教育相談体制の充実

## 事業計画

## スクールカウンセラー配置事業

児童生徒の問題行動等の未然防止と解決を図るため，カウンセリングに関し，専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラーを，小・中・高等学校に配置します。【対象：小・中・高校】

## みんなで進める友達相談事業

県内の各中学校において，構成的グループ・エンカウンター，ピアカウンセリング等を実施し，生徒自らの取り組みの活性化と共に，対人関係スキルの向上を図ります。【対象：中学校】

教育相談研修講座の実施とともに，各学校における教育相談の機能を高めるための校内研修を推進します。【対象：小・中・高校】

カウンセリングアドバイザーの派遣 【対象：学校・保護者等】

## 教育相談体制整備充実事業

児童生徒の学習や学校生活に関する不安や悩みの緩和・解消，問題行動等の未然防止と解消を図るため，各種相談活動を実施します。

生徒指導相談室における精神科医による相談

場所 各教育事務所（5箇所）

精神科医 各室1人

子どもの教育相談における精神科医による相談

場所 教育研修センター

精神科医 9人

【対象：学校・保護者等】

24時間体制で子どもたちの抱える不安や悩みを受け止め，緩和・解消を図る電話相談窓口の充実に努めます。

【対象：児童生徒等】

## 心の居場所づくり総合推進事業

市町村における新設の教育支援センター（適応指導教室）の運営費の補助を行い，設置促進を図ります。

【対象：市町村，小・中学校】

### 第3節

## 不登校・いじめ等への対応

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

不登校を生まない学校づくり

アセスメント，サポート体制等の充実

人間関係づくりと社会性の育成

ガイダンスの機能の充実等

#### 事業計画

みんなで進める友達相談事業（再掲 第2章第5項第2節）

不登校児童生徒解消支援事業

不登校状態の解消や不登校問題の未然防止を目的として，児童生徒理解のためのアセスメント票の活用の促進，研修会の開催，支援教員やスクールライフサポーターの配置等，児童生徒それぞれの状況に応じた指導援助を行います。 【対象：小・中学校】

心の居場所づくり総合推進事業（再掲 第2章第5項第2節）

不登校の問題に関する教員の指導力の向上や保護者への理解啓発を推進し，不登校の未然防止と解消に努めます。

【対象：市町村，小・中学校】

スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業

不登校時児童生徒へのより一層きめ細かな支援を行うため，学校・家庭・関係機関が連携したサポートシステムの整備や訪問指導のあり方等についての調査研究を行います。

【対象：市町村，児童生徒】

スクールカウンセラー配置事業（再掲 第2章第5項第2節）

## 第1節

### 就学相談・教育相談の充実

【担当課：特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

就学相談の拡充

盲・聾・養護学校の相談機能の充実

就学指導委員会の充実

関係機関との連携強化

教員の専門性向上

#### 事業計画

障害児巡回教育相談事業

保護者が、就学前の早い時期から就学相談を受けることができるよう、相談機会・相談場所の拡充を行います。

【対象：保護者等】

盲・聾・養護学校の相談機能の充実

盲・聾・養護学校を地域の相談センターとして位置付け、相談機能の充実を図ります。

【対象：保護者等】

養護学校体験入学推進事業

幼児と保護者に対する教育内容等の理解の促進と就学の円滑化を図ります。

【対象：保護者等】

障害児就学指導委員会

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた就学指導が実施できるよう、市町村就学指導委員会の機能の充実を図ります。

【対象：保護者等】

障害児適正就学の推進

生涯にわたった相談機能を充実させるために就学指導委員会の在り方を見直すとともに、市町村と教育機関、保健福祉医療機関、福祉機関等との連携を一層強化します。

【対象：市町村】

就学指導実技講習会

就学相談担当者の資質の向上を目指し、就学相談に必要な検査技能の講習会を実施します。

対象 就学相談に係る教員及び各市町村職員

内容 各種標準検査技法

【対象：市町村，盲・聾・養護学校】

盲・聾・養護学校教育相談に関する研修会

教員の教育相談機能に関する専門性を身に付けるために、障害の理解・サポートの方法、心理療法、カウンセリング等の研修の充実に努めます。

【対象：盲・聾・養護学校】

## 第2節

### 就学前教育の充実

【担当課：特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

#### 事業計画

個に応じた指導の充実

特別支援教育理解研修会（再掲 第2章第6項第4節）

視聴覚障害児早期教育事業

視聴覚障害幼児の指導や保護者との相談を実施します。

【対象：保護者等】

幼稚部・幼稚園教育の充実

幼稚園障害幼児教育推進事業

公私立幼稚園に在園する障害のある幼児の指導について、専門相談員を派遣し、適切な指導内容・方法について支援するとともに、公私立幼稚園教諭に対し、特別支援教育の指導内容・方法についての研修を深めます。

障害幼児専門相談員による幼稚園教諭の障害のある幼児の指導に対する支援・援助

盲・聾・養護学校での授業参観等の研修

専門家による障害のある幼児の指導についての講演等

【対象：幼稚園教諭等】

支援体制の整備

障害児教育相談の推進

盲・聾・養護学校において、早期からの教育相談及び就学相談等を実施します。

【対象：保護者等】

保護者の理解促進

交流及び共同学習の推進

地域交流活動推進事業（再掲 第2章第6項第3節）

教職員の理解促進

特別支援教育理解研修会（再掲 第2章第6項第4節）

### 第3節

## 学校教育の充実

【担当課：特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

個に応じた指導の充実

盲・聾・養護学校での指導の充実

小・中学校，高等学校での指導の充実

校内支援体制の充実

市町村支援体制の充実

交流及び共同学習の推進

#### 事業計画

個に応じた指導共同研修会

障害のある児童生徒へ適切な指導を行うための研修会を盲・聾・養護学校と小・中学校が合同で行い，教員の専門性の向上を図ります。【対象：盲・聾・養護学校教員，小・中学校教員】

盲・聾・養護学校教育相談に関する研修会

盲・聾・養護学校の教員に対し，障害のある幼児児童生徒及びその保護者からの教育相談の効果的な進め方を学ぶ研修を行います。【対象：盲・聾・養護学校教員】

盲・聾・養護学校進路指導推進事業

学校関係者，保護者及び労働・福祉等関係者の代表による進路指導推進委員会を各地域ごとに開催し，進路指導事業の積極的な推進を図ります。【対象：盲・聾・養護学校教員】

特殊学級等の教育の充実

特殊学級及び通級指導教室の設置を促進し，障害のある児童生徒の教育環境を整備します。【対象：小・中学校児童生徒】

特別支援教育理解研修会（再掲 第2章第6項第4節）

特別支援教育相談体制モデル地域の指定

（再掲 第2章第6項第4節）

特別支援教育巡回相談（再掲 第2章第6項第4節）

地域特別支援教育連携協議会（特別支援教育支援体制整備事業）

（再掲 第2章第6項第4節）

地域交流活動推進事業

幼・小・中・高等学校と盲・聾・養護学校の幼児児童生徒が，地域の一員として，継続的な交流を推進していく中で，お互いの理解を深めたり，施設等の訪問による奉仕作業をとおして，思いやりの心を育てたり，社会貢献の精神を養ったりします。また，地域社会の人々の障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深めるため活動を共にする機会を設けます。

【対象：幼・小・中・高・盲・聾・養護学校・団体等】

教育施策の基本方針概要

事業計画

校内体制の充実，関係機関との連携

研修の充実

教職員の資質の向上

心と心のふれあいフェスティバル事業

障害のある幼児児童生徒の学習意欲の向上や社会参加能力を育成するため，社会体験的な学習の一環としての学習発表会，作品展を開催するとともに，県民に対する特別支援教育の理解と啓発を推進します。

【対象：小・中学校・盲・聾・養護学校児童生徒等】

医療的ケア支援事業

経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立盲・聾・養護学校に看護師資格を有する看護職員を配置します。

【対象：盲・聾・養護学校】

障害児理解促進講習会

小・中学校の通常の学級を担当する教員に対して，障害のある児童生徒に対する理解を深めるため，研修会を行います。

【対象：小・中学校教員】

障害児就学相談理解促進研修会

管理職を対象として障害のある児童生徒の正しい理解と支援の方法等を理解するための研修会を行います。

【対象：学校管理職】

特別支援教育理解研修会（特別支援教育支援体制整備事業）

[再掲] (本節：2章6項4節)

## 第4節

### 盲・聾・養護学校における地域の特別支援教育のセンター的機能の充実

【担当課：特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

幼稚園，小・中，高等学校  
への支援の充実

相談支援体制の整備

理解研修の機会の拡充

連携支援ネットワークの構築

地域への施設・設備等の提供

#### 事業計画

##### 特別支援教育支援体制整備事業

幼稚園，小・中学校，高等学校に在籍している学習障害（LD），  
注意欠陥／多動性障害（ADHD），高機能自閉症等の幼児児童  
生徒に対する支援体制を整備します。

【対象：幼稚園，小・中学校，高等学校のLD等の幼児児童生徒】

##### 特別支援教育巡回相談

盲・聾・養護学校の相談員が幼稚園，小・中学校，高等学校か  
らの要請を受けて，特別な教育的支援を必要とする幼児児童生  
徒の支援方法について助言等を行います。

【対象：幼稚園，小・中学校，高等学校の教員及び保護者】

##### 特別支援教育相談体制モデル地域の指定

市町村において，特別な教育的支援を必要とする児童生徒の相  
談に応じられる相談体制を整備します。 【対象：市町村】

##### 特別支援教育理解研修会

幼稚園及び高等学校の教員に対し，学習障害（LD），注意欠  
陥／多動性障害（ADHD），高機能自閉症等のある幼児生徒  
に対する理解を深めるための研修を行います。

【対象：全教員】

##### 地域特別支援教育連携協議会

障害のある幼児児童生徒に対して，教育，福祉，医療，労働等  
の関係機関が連携して支援にあたるために，ネットワークを構  
築します。 【対象：養護学校の教員及び関係機関担当者】

第1節

開かれた学校づくりの推進

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

教育施策の基本方針概要

学校の教育目標や経営方針の公表

学校評価の推進

学校評議員制度の活用

学校運営協議会についての研究

教育活動における地域社会との交流の推進

事業計画

学校の教育目標や経営方針の公表

学校は，教育活動全般について保護者や地域住民等へわかりやすく説明します。【対象：幼稚園・小・中・高・特殊教育諸学校】

学校評価の推進

教育活動等の改善を図るため，教職員による自己評価とともに外部評価を実施し，評価の結果について積極的に説明責任を果たします。【対象：幼稚園・小・中・高・特殊教育諸学校】

学校評議員運営事業

学校評議員を全ての学校に設置し，開かれた学校づくりを推進します。【対象：高・特殊教育諸学校】

コミュニティ・スクール推進事業

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するしくみを研究し，開かれた学校づくりを推進します。

【対象：小・中学校】

学校開放講座・施設開放促進事業（再掲 第1章第1項第2節）

社会人による学習支援事業

地域等の優れた人材を活用して学校教育の充実に努めます。

【対象：小・中学校】

スポーツエキスパート活用事業（再掲 第2章第3項第1節）

地域で支える学校づくり事業

県の出先機関及び地域の人材の専門性や特技を学校における様々な活動に積極的に活用します。【対象：小・中学校】

「いばらき教育の日」の推進（再掲 第1章第1項第1節）

## 第2節

## 学校の裁量拡大

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

## 教育施策の基本方針概要

## 事業計画

## 教育活動の充実

## 教育課程の弾力的編成

学校の裁量により，創意工夫を生かした教育課程を弾力的に編成し，特色ある教育活動を展開することに努めます。

【対象：小・中・高校】

## 教科指導・学校行事の充実

## 学校の裁量権の拡大

学期制の選択や長期休業日の弾力的運用等，学校の裁量権を拡大したことで，教育上必要な授業日数を確保するなど，各学校の実態にあった教科指導や学校行事の充実を図ります。

【対象：高校】

## 校長裁量予算の拡充

## 学校長裁量予算の拡充

高等学校の運営費について，各学校がその年の運営方針に合わせて，必要とする分野に予算を重点的に設定できるように校長の予算の裁量権を拡充し，効率的かつ特色ある学校運営を支援します。

【対象：高校】

## 特色ある学校づくり支援事業の充実

各学校が特色ある学校づくりのため，計画する事業に対し，当該事業に係る予算を優先的に配分することにより，学校独自の教育取組みを支援します。

【対象：高校】

### 第3節

## 学校間連携の推進

【担当課：高校教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

##### 学校間連携の推進

#### 事業計画

高等学校の単位として認定できる学校間連携の推進  
生徒の多様な興味・関心・進路希望等に応じて、学校の枠を超えて教科・科目を選択し、他の高等学校で履修した科目を、自分の高校の単位として認定できるようにします。

【対象：高等学校】

## 第4節

## 高校教育改革の推進

【担当課：高校教育課】

## 教育施策の基本方針概要

高等学校の規模，配置の適正化の推進

## 事業計画

県立高等学校再編整備の前期実施計画及び後期実施計画の推進  
茨城県高等学校審議会の答申（平成12年2月）を踏まえ、「県立高等学校再編整備の基本構想（平成13年9月）」及び「県立高等学校再編整備の基本計画（平成14年6月）」に基づき策定した「県立高等学校再編整備の前期実施計画（平成15年度～平成18年度）（平成15年2月）」及び「県立高等学校再編整備の後期実施計画（平成19年度～平成22年度）（平成18年2月）」を着実に実施し，活力と魅力ある多様な県立高校づくりに努めます。

県立高等学校の規模，配置の適正化の推進

本県の中学校卒業生数は，平成元年の4万9千人をピークとし，年々減少しており，平成22年においては，約1万9千人減の3万人に落ち込むと推計されています。

そのため，茨城県高等学校審議会で示された適正規模（1学年4～8学級）の趣旨を踏まえ，学校の活力を維持し，教育の質的充実を図る観点から，県立高等学校の規模，配置の適正化を進めていきます。

統合については，新しい学校を創設するという観点から，充実した教育を展開できるよう教育条件の整備を図ります。

統合する高等学校

〔前期実施計画〕

（平成16年度）

- ・ 県立大子第一高等学校と県立大子第二高等学校  
（県立大子清流高等学校の開校）

（平成17年度）

- ・ 県立江戸崎高等学校と県立江戸崎西高等学校  
（県立江戸崎総合高等学校の開校）

（平成18年度）

- ・ 県立松丘高等学校と県立高萩工業高等学校  
（県立高萩清松高等学校の開校）
- ・ 県立大宮高等学校と県立大宮工業高等学校  
（県立常陸大宮高等学校の開校）
- ・ 県立里美高等学校を県立太田第二高等学校の分校化

〔後期実施計画〕

（平成19年度）

- ・ 県立石岡第一高等学校と県立八郷高等学校

（平成20年度）

- ・ 県立磯原高等学校と県立北茨城高等学校
- ・ 県立岩井高等学校と県立岩井西高等学校

教育施策の基本方針概要

事業計画

魅力ある学科の適正配置の  
推進

(平成21年度)

- ・ 県立那珂湊第一高等学校と県立那珂湊第二高等学校
- ・ 県立石下高等学校と県立上郷高等学校
- ・ 県立境高等学校と県立境西高等学校

(平成22年度)

- ・ 県立常陸大宮高等学校と県立山方商業高等学校

【対象：高校】

学科改編の推進

社会の変化や生徒の興味・関心等に対応するため、学校の特色づくりを踏まえた魅力ある学科の適正配置に向けた学科改編を進めていきます。

改編校・学科及び改編年度

〔前期実施計画〕

- ・ 県立古河第二高等学校 福祉に関する学科(平成15年度)
- ・ 県立水戸商業高等学校 商業に関する学科(平成16年度)
- ・ 県立竜ヶ崎第二高等学校 商業に関する学科及び家庭に関する学科(平成16年度)
- ・ 県立古河第一高等学校 商業に関する学科(平成17年度)
- ・ 県立玉造工業高等学校 工業に関する学科(平成18年度)

〔後期実施計画〕

- ・ 県立日立第二高等学校 国際関係に関する学科(平成19年度)
- ・ 県立笠間高等学校 芸術に関する学科(平成19年度)
- ・ 県立鉾田農業高等学校 農業に関する学科(平成19年度)
- ・ 県立石岡第二高等学校 家庭に関する学科(平成19年度)
- ・ 県立勝田工業高等学校 工業に関する学科(平成20年度)
- ・ 県立三和高等学校 普通科(平成20年度)
- ・ 県立土浦第三高等学校 商業に関する学科(平成21年度)

【対象：高校】

単位制高等学校の設置の推進

全日制課程における単位制高等学校の拡充

能力・適性等が多様化した生徒に対応するため、全日制課程における単位制高等学校の配置バランスに配慮して、設置するよう努めます。

設置校及び設置(計画)年度

〔前期実施計画〕

- 県立太田第一高等学校(平成15年度)
- 県立日立第一高等学校(平成16年度)
- 県立水海道第一高等学校(平成16年度)
- 県立水戸第一高等学校(平成17年度)

\* 既設校：県立牛久栄進高等学校(平成10年度)

## 教育施策の基本方針概要

## 事業計画

## 〔後期実施計画〕

県立銚田第一高等学校（平成19年度）

県立磯原高等学校と県立北茨城高等学校を統合してできる新高校  
（平成20年度）

県立勝田工業高等学校（平成20年度）

県立石下高等学校と県立上郷高等学校を統合してできる新高校  
（平成21年度）

【対象：高校】

## 定時制課程における単位制高等学校の拡充

学習歴や生活環境などの異なる者が、いつでも高等学校教育を受けられることができるよう、定時制課程における単位制高等学校の拡充に努めます。

設置校及び設置（計画）年度

## 〔前期実施計画〕

県立鹿島灘高等学校（平成17年度）

\* 既設校：県立水戸南高等学校（平成3年度）

## 〔後期実施計画〕

県立結城第二高等学校（平成20年度）

【対象：高校】

## 柔軟な教育課程の推進

## 総合選択制の高等学校の拡充

生徒の多様な興味・関心、進路希望等に応じて、学科やコースの枠を超えて、教科・科目を選択できるように努めます。

## 〔後期実施計画〕

県立潮来高等学校（平成20年度）

県立常陸大宮高等学校と県立山方商業高等学校を統合してできる新校（平成22年度）

【対象：高校】

## 総合学科の設置の推進

## 総合学科の拡充

能力・適性等が多様化した生徒に対応するため、普通科目及び専門科目の中から自己の進路に応じて選択学習ができるよう、総合学科を、配置バランスに配慮して設置するよう努めます。

設置校及び設置（計画）年度

## 〔前期実施計画〕

県立取手第一高等学校（平成15年度）

県立銚田第二高等学校（平成16年度）

県立大子清流高等学校（平成16年度）

県立江戸崎総合高等学校（平成17年度）

県立高萩清松高等学校（平成18年度）

\* 既設校：県立八千代高等学校（平成10年度）

教育施策の基本方針概要

事業計画

中高一貫教育校の設置の推進

〔後期実施計画〕

県立猿島高等学校（平成21年度）

【対象：高校】

5年一貫看護師養成教育の導入

衛生看護科と専攻科における専門科目及び実習の重複を解消し、普通科目を多く取り入れた学習ができるようにするため、5年一貫看護師養成教育の導入に努めます。

〔後期実施計画〕

県立岩瀬高等学校（平成19年度）

【対象：高校】

中高一貫教育校の設置推進

多様化した生徒の能力・適性等に対応するため、生徒が、6年間を見通した教育の中で、様々な試行錯誤や体験の積み重ねを通じて豊かな学習をし、個性や創造性を存分に伸ばすことができる公立中高一貫教育校の設置に努めます。

設置校及び設置（計画）年度

〔前期実施計画〕

県立小瀬高等学校（連携型中高一貫教育校）

市立美和中学校・市立緒川中学校・市立御前山中学校

（平成15年度）

〔後期実施計画〕

県立並木高等学校（中等教育学校）（平成20年度）

県立緑岡高等学校（併設型中高一貫教育校）（平成22年度）

【対象：高校】

## 第5節

## 学校施設の設備と充実

【担当課：財務課】

## 教育施策の基本方針概要

多様化する学習内容に対応した施設設備の充実

情報活用能力の育成設備の充実

安全でゆとりのある施設整備の推進

特殊教育諸学校の環境整備の推進

## 事業計画

## 県立学校再編整備事業

県立高等学校の統合，単位制や中高一貫教育の導入などに伴い，必要となる施設・設備を整備します。 【対象：県立高校】

## 情報教育等推進整備事業

生徒一人ひとりの情報活用能力を高めるとともに，各教科における学習内容の理解を促進するため，情報化の進展に対応した教育用コンピュータ設備の一層の充実を図ります。

【対象：県立高校】

## 老朽校舎改築事業

老朽化した校舎，寄宿舎について，改築及び耐震補強を含めた大規模改修を行い，学校施設の安全性を確保します。その際，ゆとりと快適性を備えた施設として整備します。

【対象：県立高校】

## 耐震補強事業

旧建築基準法により建築した昭和56年以前の建物について，計画的に耐震化を推進し，学校施設の安全性を確保します。

【対象：県立高校】

## 養護学校の普通教室の整備

養護学校の不足教室の解消に努め，学習環境の向上を図ります。

【対象：県立特殊教育諸学校】

## 特殊教育学校の環境整備

特殊教育諸学校において，車椅子を使用している児童生徒が自由に校内移動・生活ができるようにバリアフリー化を図るとともに，体温調整が困難な児童生徒に配慮した冷房化を図るなど，児童生徒が快適な環境で学習できる施設整備の充実に努めます。

【対象：県立特殊教育諸学校】

第6節

市町村立学校施設の充実

【担当課：財務課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

社会の変化に対応した施設の促進

安全安心な学校づくり交付金の活用  
国の交付金を活用し、多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能にした施設を、市町村の実情にあった学校づくりを促進します。【対象：小中学校】

地域の拠点となる施設の支援

地域学校連携施設の促進  
学校、家庭、地域社会の連携協力の場として、学校施設活用を図るため、地域学校連携施設の整備を促進します。【対象：小中学校】

ゆとりと潤いのある施設の促進

木材利用の促進  
人と環境に優しい木材を活用し、温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するよう促進します。【対象：小中学校】

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備促進  
学校の新增改築や改修の施設整備に合わせて、環境負荷の低減を図るために必要な機能を備えたエコスクールの整備を促進します。【対象：小中学校】

余裕教室の活用  
余裕教室を有する市町村に対して、多目的スペースなどの学校施設としての活用や学校施設以外の施設への活用など有効活用を促進します。【対象：小中学校】

耐震化の推進

耐震診断の促進  
耐震化が確保されていない学校施設について、耐震診断を実施し計画的に耐震化を実施するように、市町村に対し促進します。【対象：小中学校】

## 第1節

### 管理職のマネジメント・リーダーシップ

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

#### 教育施策の基本方針概要

県民に信頼される学校経営の確立

管理職のリーダーシップとマネジメント能力の向上

#### 事業計画

組織マネジメントに関する研修の実施

校長を対象に組織マネジメントの手法を研修し，この考えを学校経営に生かして，特色ある学校づくりを支援します。

校長を対象とした「学校の教育力向上セミナー」

新任校長研修講座

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の校長】

教頭研修講座

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の教頭】

第2節

優秀人材の確保

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

教育施策の基本方針概要

長期的展望に立った教員採用計画

教員採用選考試験の改善

社会人講師の確保

事業計画

計画的な教員採用

児童生徒数や退職者数等の増減を見極めながら，長期的な教員採用計画のもと，人間性に富み指導力に優れた教員の採用に努めます。【対象：小・中学校，高校，特殊教育諸学校】

公立学校教員採用選考試験の工夫・改善

人物重視の観点から，面接に民間人を起用するなど選考試験の方法や内容の改善を図り，教員としての資質能力に優れた人材の採用に努めます。【対象：小・中学校，高校，特殊教育諸学校】

専門的分野に優れた人材の活用

学校教育の活性化を図るため，専門的な知識・技能などをもつ社会人を学校現場に確保することに努めます。

【対象：小・中学校，高校，特殊教育諸学校】

## 第3節

## 研修の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

## 教育施策の基本方針概要

## 事業計画

## ライフステージに即した研修

## 各種研修講座の実施

教育研修センターにおいて教職員の経験年数，職務等に即した様々な研修を体系的，実践的に実施します。

基本研修（初任者研修，5年次研修，10年経験者研修）

専門研修（教科研修，教職研修，職務研修）

特別研修（内地留学，サポート研修）

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の教員】

## 免許法認定講習の実施

教員等が上級免許状を取得するために必要な講習を受講できる機会を提供します。

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の教員】

## 校内研修の充実

## 校内研修体制の整備充実

校内研修の手引の作成・活用などにより，校内における研修体制の整備充実を図ります。

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校】

## 体験の重視

## 派遣研修推進事業

大学や海外等への派遣を通し，本県の教育課題の解決を図るとともに，教員の幅広い視野を養います。

中央研修講座等への派遣

大学院・内地留学への派遣等

海外研修，企業等研修派遣

大学院修学休業制度による派遣など

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の教員】

## 研修，研究の奨励

## 教育研究の奨励

教育研究団体や自主的研究グループ，教員の自主的研究を奨励します。

教育研究団体助成

【対象：小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校】

第4節

人材育成のための評価・表彰制度の充実

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

新しい教員評価の導入

新しい教員評価の導入

教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し，処遇等への適切な反映を図る新しい教員評価を導入することにより，教員の資質・能力の向上と，それを最大限に発揮することでの学校の活性化・教育力の向上を目指します。 【対象：全学校の教員】

優秀教員表彰制度の実施

優秀教員表彰制度の実施

学校現場において児童生徒のために，学習指導や生徒指導等の教育分野のうち特定の分野において創意にあふれ特色ある指導を実践し，顕著な教育効果をあげており，他の教員の模範となる教員に対し「ティーチャー オブ ティーチヤーズ」の称号を与えて表彰し，その功績を讃えるとともに，優秀教員の適切な活用を図ることにより，教員全体の意欲の高揚及び資質の向上を目指します。 【対象：全学校の教員】

## 第5節

## 教職員の生涯生活設計

【担当課：福利厚生課】

## 教育施策の基本方針概要

## 事業計画

生涯生活設計づくりの支援

ライフプラン推進事業

ガイドブックの配付やセミナー及び講習会の開催により、ライフプランの必要性について、教職員の理解を深め、自らのライフプラン作成に必要な基礎知識や情報を提供します。

【対象：教職員】

健康づくりの支援

心身の健康管理

人間ドックをはじめとした各種健診事業や一身上の様々な悩みに対応するための相談事業等により、心や体の健康の維持管理を図ります。

【対象：教職員】

充実した生活のための支援

厚生事業等の推進

教職員の元気回復や心身のリフレッシュ、生涯にわたって続けられる趣味や生きがいづくりのため、健康増進事業の推進や文化・教養関連事業への参加及び宿泊・保養施設などの利用を促進します。

【対象：教職員】

安定した生活の実現

財産形成貯蓄制度等の活用

財産形成貯蓄制度や各種貸付事業の活用を促進します。

【対象：教職員】

第1節

学校の安全管理

【担当課：義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，保健体育課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

学校，家庭，地域社会の連携

学校安全ボランティアの導入  
通学路や学校周辺の巡回など，子どもたちが安心・安全に通学できるように学校安全ボランティアの導入を促進します。  
【対象：小・中学校】

安全・安心な教育環境づくり

学校安全マップの作成・見直し  
保護者や教員が児童と一緒に通学路を歩いて危険箇所を直接確認したり，「子どもを守る110番の家」を確認するなどして，危険箇所を把握し，各学校ごとに「学校安全マップ」を作成・見直しします。  
【対象：小・中学校】

安全確保・防犯体制の充実

防犯教室の実施  
子どもたちが，防犯のための日常的行動の取り方や，危険の予測と対応の方法などを学ぶ「防犯教室」を定期的を実施します。  
【対象：全学校】

不審者情報の提供・共有  
不審者の情報をインターネット掲示板に掲載するとともに，県警察本部との連携による不審者情報の共有を図り，地域における子どものための安全確保と防犯体制づくりに役立てます。  
【対象：学校・県民】

マニュアルの見直し

学校安全管理マニュアルの見直し  
学校における不審者への対応など各種安全管理マニュアルを様々な状況に対応できるよう普段から見直し，学校の安全管理に万全を期します。  
【対象：全学校】